



清須市独自の支援策

個人向け 出生特別給付事業

特別定額給付金における支給基準日(令和2年4月27日)の翌日以降に生まれた子に対して、特別定額給付金と同様に10万円を支給します。

申請
必要

対象者	令和2年4月28日～12月31日の間に生まれたお子さま 令和2年4月27日時点で、母親が清須市の住民基本台帳に記録されており、申請時に引き続き清須市に住所を有することが条件となります。
支給額	お子さま1人あたり10万円
受給権者	子を出産した母親
必要な手続き	清須市に出生届を提出する場合は、提出時に申請書を交付します。清須市以外に出生届を提出する場合は、郵送で申請書を送付します。
問合せ	健康推進課(北館2階)

個人向け 就労支援対策事業

企業等の採用内定が取り消しとなった方や雇用主側の事情で解雇となった方を会計年度任用職員として任用し、収入の確保支援を行います。

申請
必要

対象者	市内にお住まいで内定取消又は解雇により離職を余儀なくされた方
内容	令和2年6月～令和3年3月31日までの期間、市役所で勤務していただきます。
必要な手続き	市ホームページ又は人事秘書課窓口で必要書類を取得していただき、必要事項を記入の上、提出してください。(選考方法:書類及び面接) ※詳しくは、26ページをご覧ください。
問合せ	人事秘書課(北館3階)

個人向け 地域消費喚起・生活支援給付金事業(きよす生活応援券発行事業)

地域の消費喚起及び子育て世帯と高齢者に対する生活支援を目的に、清須市内で使用できる「きよす生活応援券」を配付します。

申請
不要

対象者	令和2年5月22日時点で清須市の住民基本台帳に記録されている未就学児(0歳～6歳)及び65歳以上の方
内容	1人あたり1万円分の商品券(きよす生活応援券)を準備が整い次第、配付します。 ※利用できる店舗一覧表は、商品券と同時に配付し、以降は市ホームページで随時更新します。
問合せ	産業課(南館3階)

個人向け 家庭学習応援事業

学校の休校に伴い、家庭学習等に係る費用負担を軽減するため、児童・生徒に対して、給付金を支給します。

申請
一部必要

対象者	令和2年5月22日時点で小学校・中学校・高等学校・特別支援学校等に通う児童・生徒(平成14年4月2日～平成26年4月1日に生まれた方)
支給額	1人あたり1万円
受給権者	児童・生徒の保護者
必要な手続き	市内の小中学校に通う児童・生徒は、申請不要です。ただし、清須市以外の小中学校に通う児童・生徒は、申請が必要となります。 義務教育外である高校生等は、申請が必要となります。
問合せ	学校教育課(南館1階)

行政ニュース

夢広場はるひ

保健だより

教室・講座

児童子育てだより

フォトダイアリー

インフォメーション



新型コロナウイルス感染症対策

事業者向け 休業協力者応援事業

申請
必要

事業の休止等を実施することにより、新型コロナウイルス感染症の拡大防止に寄与した市内の小企業者に協力金を支給し、補助します。

対象者	県の緊急事態宣言による休業や時間短縮営業の要請に対し、期間全休ができなかった事業者や昼間だけの営業でも“3密”が心配される食事提供施設のうち、4月17日～5月31日の間に15営業日以上 の休業を行った事業者 ※協力金(50万円)との重複申請はできません。
支給額	1事業者あたり15万円(事業所が複数ある場合も1申請のみ)
必要な手続き	協力金申請書・営業実態が確認できる書類・休業の状況が確認できる書類・誓約書を産業課へ提出し てください。(郵送申請も可) ※申請書及び誓約書は、市ホームページから取得してください。
問合せ	産業課(南館3階)

事業者向け デリバリー・テイクアウト支援事業

申請
必要

飲食店が新たに取り組むデリバリーやテイクアウトに対して、必要な初期費用を支援します。

対象者	令和2年3月1日～7月31日までの間に、新たにデリバリー又はテイクアウトを開始した飲食店の事業者
支給額	必要な初期費用(持ち帰り用容器の購入、チラシの作成費など)の2分の1の額(上限10万円)
必要な手続き	申請前に産業課へ事前連絡後、申請に必要な書類を提出してください。事業終了後、実績報告書等の 完了書類を提出していただきます。(郵送申請も可) ※交付申請書・事業計画書・実績報告書等は、市ホームページから取得してください。
問合せ	産業課(南館3階)

その他 市内医療機関へのマスク配付事業

医療従事者の健康と安全を守るため、市内医療機関へマスクの配付を行います。

内容	令和2年5月1日現在、市内に所在する医療機関に対し、西名古屋医師会及び西春日井歯科医師会を 通じて合計10,000枚のマスクを配付します。(清須市に寄附していただいたマスクも含まれます。)
問合せ	健康推進課(北館2階)

地域消費喚起・生活支援給付金事業 「きよす生活応援券」の取扱事業者を募集します!

地域の消費喚起及び生活支援を目的に支給する「きよす生活応援券」の取扱事業者を広く募集します。

対象者	市内に店舗があり、会計時に商品券(きよす生活応援券)を利用することができる事業者 ※プレミアム付商品券(令和2年2月まで実施)取扱店舗の皆さまには、清須市商工会か らご案内しています。
登録期限	きよす生活応援券に同封する利用店舗一覧表に掲載希望の場合は、6月15日(月)まで となります。(6月16日以降の場合は、掲載できません。)
必要な手続き	清須市商工会へお申し込みください。

■問合せ 清須市商工会 ☎052-400-3008



「特別定額給付金」の申請をお忘れなく!

「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策」が4月20日に閣議決定され、特別定額給付金事業が実施されることとなりました。

この特別定額給付金事業は、感染拡大防止に留意しつつ、簡素な仕組みで迅速かつ的確に家計への支援を行うことを目的としています。

給付対象者	令和2年4月27日において、清須市の住民基本台帳に記録されている方
受給権者	世帯の世帯主
給付額	給付対象者1人あたり 10万円
申請方法	特別定額給付金の申請書を世帯主宛に郵送しますので、次の方法で申請してください。 ※申請される場合は、新型コロナウイルス感染症予防のため、「郵送申請方式」又は「オンライン申請方式」のみとさせていただきます。
郵送申請方式	①申請書に記載されている内容を確認後、世帯主本人名義の振込口座を記載の上、押印してください。 ②必要事項を記載後、本人確認書類（運転免許証の写し、マイナンバーカード等）と振込口座が分かる書類（通帳又はキャッシュカードの写し）を同封されている返信用封筒に入れて返送してください。
オンライン申請方式	①お持ちのスマートフォン、パソコン等からマイナポータルへ接続します。 ②マイナポータル上にある特別定額給付金の申請画面から、世帯主並びに世帯員の情報と振込先口座を入力します。 ③振込先の情報を携帯等で写真撮影してアップロードします。 ④電子署名により本人確認を行います。 ※「オンライン申請方式」が可能な方は、マイナンバーカードをお持ちの方のみとなります。
給付方法	原則、世帯主本人名義の銀行口座へ振込
申請期限	令和2年8月28日(金) ※期限までに必ず申請手続を済ませてください。
注意事項	特別定額給付金に関して、現金自動預払機(ATM)の操作を依頼したり、給付のために手数料の振込などを依頼することはありませんのでご注意ください。
相談問合せ先	「申請書類が届いていない」等の特別定額給付金に関する相談、お問合せについては、専用コールセンター☎052-400-5670へご連絡ください。

!! それ、給付金を装った詐欺かもしれません!

「手伝う」とかたって大事な財産を奪おうとする者がいます。給付金に関して国や市区町村が以下のようなことをすることは絶対にありません。

◆現金自動預払機(ATM)の操作をお願いすること ◆受給にあたり、手数料の振込みを求めること ◆メールを送り、URLをクリックして申請を求めること

「怪しいな?」と思ったら遠慮なくご相談ください

▶消費者ホットライン「188」(局番なしの3桁)
▶新型コロナウイルス給付金関連消費者ホットライン「0120-213-188」
▶警察相談専用電話「#9110」 ▶西枇杷島警察署「052-501-0110」

新型コロナウイルス感染症関連情報

市役所 ☎052-400-2911

2020.6.1 清須

清須市・愛知県 新型コロナウイルス感染症対策協力金【申請期限 6月30日】

新型コロナウイルス感染拡大防止のため、愛知県の休業協力要請に応じて、要請期間中、休業要請と営業時間短縮の要請にご協力いただいた中小企業及び個人事業主に対して、「新型コロナウイルス感染症対策協力金」を交付します。

協力金対象要件	<p>愛知県緊急事態措置に基づく、「休業協力要請」により、休業要請と営業時間短縮の要請を受けた施設を運営する市内の中小企業、小規模事業者、個人事業主、農業法人、NPO法人、社会福祉法人等</p> <p>※県ホームページ[愛知県・市町村新型コロナウイルス感染症対策協力金について]の[協力金交付対象施設一覧(PDF)]をご覧ください。産業課までお問い合わせください。</p>	 <p>市ホームページからもご覧いただけます</p>
交付額	1事業者あたり 50万円	
申請方法	<p>①郵送 〒452-8569 清須市須ヶ口1238番地 清須市役所 産業課 休業協力金担当宛</p> <p>②清須市役所産業課(南館3階)窓口へ持参 受付時間 午前8時30分～午後5時(土・日曜日、祝日を除く。)</p>	
提出書類	<p>①申請書 ②誓約書 ※①②については、市ホームページでダウンロードできます。</p> <p>③営業活動を行っていることが分かる書類 ・直近の確定申告書の写し ・営業許可証等の写し ・事業所ごとの外景(社名や店舗名入り)及び内景の写真 ・本人確認書類(運転免許証、保険証、パスポート等)※個人事業主のみ必要</p> <p>④休業又は営業時間短縮の状況が分かる書類 ・休業等の期間を告知するポスター、チラシ等(写真・コピーも可)</p> <p>⑤振込口座が分かる書類(通帳又はキャッシュカードの写し)</p>	
申請期限	令和2年6月30日(火) ※6月30日の消印有効	
相談問合せ先	産業課(南館3階) 休業協力金担当 ☎052-400-2911	

理美容店に対する「清須市・愛知県新型コロナウイルス感染症対策協力金」のお知らせ

新型コロナウイルス感染拡大防止のため、自主的に休業されている理美容業を営む事業者に対して、「新型コロナウイルス感染症対策協力金」を交付します。

交付額	1事業者あたり 20万円	
対象要件	<p>①愛知県理容生活衛生同業組合又は愛知県美容業生活衛生同業組合加盟事業者 令和2年4月24日(金)～5月6日(水)の全期間を自主的に休業した事業者</p> <p>②組合未加盟事業者 令和2年4月25日(土)～5月6日(水)の全期間を自主的に休業した事業者</p> <p>※詳細は、愛知県ホームページ「新型コロナウイルス感染症拡大の影響に伴う理美容業界に対する休業協力金」をご覧ください。</p>	
申請方法等	詳細が決まり次第、市ホームページでお知らせします。	
問合せ先	産業課(南館3階) ☎052-400-2911	



行政ニュース

夢広場はるひ

保健だより

教室・講座

児童・子育てだより

フォトダイアリー

インフォメーション